

入 札 公 告

条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 第 1 項及び福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）第 246 条第 1 項の規定により公告する。

令和 8 年 9 月 4 日

福島県喜多方建設事務所長 遠藤 恒司

1 入札に付する事項

(1) 買入れをする物品等の名称及び予定数量

令和 8 年度下半期自動車燃料単価契約

品目	予定数量 (ℓ)
軽油	4 0 , 0 0 0

(2) 契約期間 令和 8 年 1 0 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日（土日、祝祭日も対応すること）

(3) 納入場所 受注者の指定する給油所及び代行給油所並びに福島県猪苗代土木事務所長が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 福島県の「物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿（有効期間 R8. 4. 1～11. 3. 31）」に登録され、その名簿中営業種目は「17 燃料・油脂類」、入札参加希望地域「会津」、取扱品目「1701 ガソリン・軽油」及び福島県内に本店・支店・営業所等給油取扱所（以下給油所という）を有する者であること。

(3) 福島県猪苗代土木事務所から半径 4 k m 以内に給油を従業員が行う給油所または代行給油所を設けることができる。

(4) 福島県から現に物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていない者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の条件付一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を郵送又は持参により提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期限 令和 8 年 9 月 1 7 日（木） 午後 5 時 1 5 分（郵送の場合必着とする）

(2) 提出場所 郵便番号 9 6 9 - 3 1 2 1 福島県耶麻郡猪苗代町字梨木西 7 0 福島県猪苗代土木事務所 電話番号 0 2 4 2 - 6 2 - 3 1 0 2

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び期間

ア 場所 3 に掲げる場所に同じ。

なお、入札説明書の交付は上記で行うほか福島県喜多方建設事務所ホームページにおいて公開する。

イ 期間 令和8年9月4日（金）～令和8年9月24日（木）

(2) 入札書の提出期限

ア 提出期限 令和8年9月24日（木）午後1時30分

イ 提出先 上記3（2）に同じ

5 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、入札説明書による。

6 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を提出期限までに提出しなければならない。

また、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県猪苗代土木事務所長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

(1) 入札方法 入札書には、1リットルあたりの単価を記入すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額を契約金額（軽油引取税、配送料を含む）とし、代金の支払いは、契約金額から軽油引取税を減じた金額に100分の110を乗じ、その金額に軽油引取税を加算した合計金額に購入数量を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

ただし、軽油引取税は本公告日現在の税率を適用すること。

(2) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 土日、祝祭日で対応できない日がある場合は、代行給油所を設け対応すること。

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

(6) 本公告に関する問い合わせ先

福島県猪苗代土木事務所 総務課

電話番号 0242-62-3102

ファクシミリ 0242-72-1471

電子メール inawashiro.doboku@pref.fukushima.lg.jp